

4 号館冷暖房設備運転監視業務委託仕様書

1 適用

委託業務の実施は本仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修令和5年版）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、その都度委託者と受託者で協議する。

2 運転監視業務の対象範囲

庁舎に設置されている冷暖房及び換気設備

3 委託場所

(1) 所在地 宮崎市橘通東1丁目9番10号
県庁4号館

4 業務内容

＜運転監視の期間及び運転時間＞

(1) 運転期間

ア 冷房試運転	令和7年 5月29日	～	令和7年 5月30日
イ 冷房運転	令和7年 6月 2日	～	令和7年10月10日
ウ 冷房運転予備期間	令和7年10月14日	～	令和7年10月17日
エ 暖房試運転	令和7年11月20日	～	令和7年11月21日
オ 暖房運転	令和7年11月25日	～	令和8年 3月 6日

・「宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）」第2条に規定する県の休日を除くものとする。

(2) 運転時間

ア 平日	冷房運転	8時30分～17時15分 (令和7年6月 2日～令和7年6月30日) 7時30分～18時15分 (令和7年7月1日～令和7年10月10日)
	暖房運転	8時30分～17時15分
イ	冷房運転予備期間については、気温が夏日を超えて暑いことが想定される際には運転を行う場合がある。	
ウ	上記時間以外の冷暖房運転の必要が生じた場合は、委託者と受託者で協議する。	

<シーズンインの点検>

- (1) 空調機及びファンコイルのフィルター清掃（洗浄）
- (2) 冷暖房設備及び送風機の点検整備及び回転部注油
- (3) 各階の還気口及び吹出口（執務室、給湯室、トイレ等）の清掃及びダンパー点検
- (4) 冷温水管及び冷却水管のエア抜き及びストレーナー清掃点検
- (5) 冷却塔及び膨張タンクの清掃及び水入替え
- (6) 冷暖房機器の操作盤及び電動機の絶縁抵抗測定

<運転保守管理業務>

- (1) 日常の巡視点検
- (2) 運転監視
- (3) 温度測定（室内、外気）
- (4) 運転日誌の作成及び提出
- (5) 運転監視上の事故発生に対応する応急処置及び軽微な修理
- (6) 冷却塔の清掃、水入替え、薬剤投与（月 1 回、冷房シーズン）
※投与回数変更の場合は別途協議
- (7) 冷却塔への補給水の検針記録（月 1 回、冷房シーズン）
- (8) 空調設備の運用上必要な調整清掃

<シーズンオフの点検>

- (1) 冷暖房設備及び送風機の点検整備及び回転部注油
- (2) 来期に備え、部品交換及び分解点検の必要な箇所について報告する。

<配置技術者の資格>

- (1) 冷凍機運転 不要
- (2) ボイラー運転 不要
- (3) 危険物取扱 不要

<共通事項>

- (1) 点検に当たっては、事前に実施予定日を連絡すること。
- (2) 保全業務に要する下記の材料等は、無償で取り替えること。
 - ア ボルト、ナット、ヒューズ類
 - イ グリース及び潤滑油類
 - ウ ファンベルト及びパッキン類
- (3) 点検の結果、(2) 以外の部品等の取り替えを要する場合は、直ちに報告すること。